

平成31年2月13日

▼タイトル： 特定空家等の略式代執行による除却の実施について

▼内容：

下記の所有者不存在物件（空家）について、倒壊などのおそれから、周辺環境に著しく悪影響を及ぼしているため、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づき、略式代執行を実施します。なお、本市における略式代執行は2例目となります。

▼建物の概要

所在地	高島市安曇川町北船木2001番地
建築年	不詳
構造、面積等	○主たる建物（木造草葺平屋建） 69.42 m ² ○附属建物（木造トタン葺平屋建） 9.88 m ² ※物置 ○附属建物（木造瓦葺平屋建） 3.36 m ² ※便所
敷地	○安曇川町北船木 2001 番 185.12 m ²
状態	建物の一部が崩壊し、更なる崩壊等により北側および南側住宅に被害を及ぼすおそれが高い。



現在の様子



屋根等が崩落している

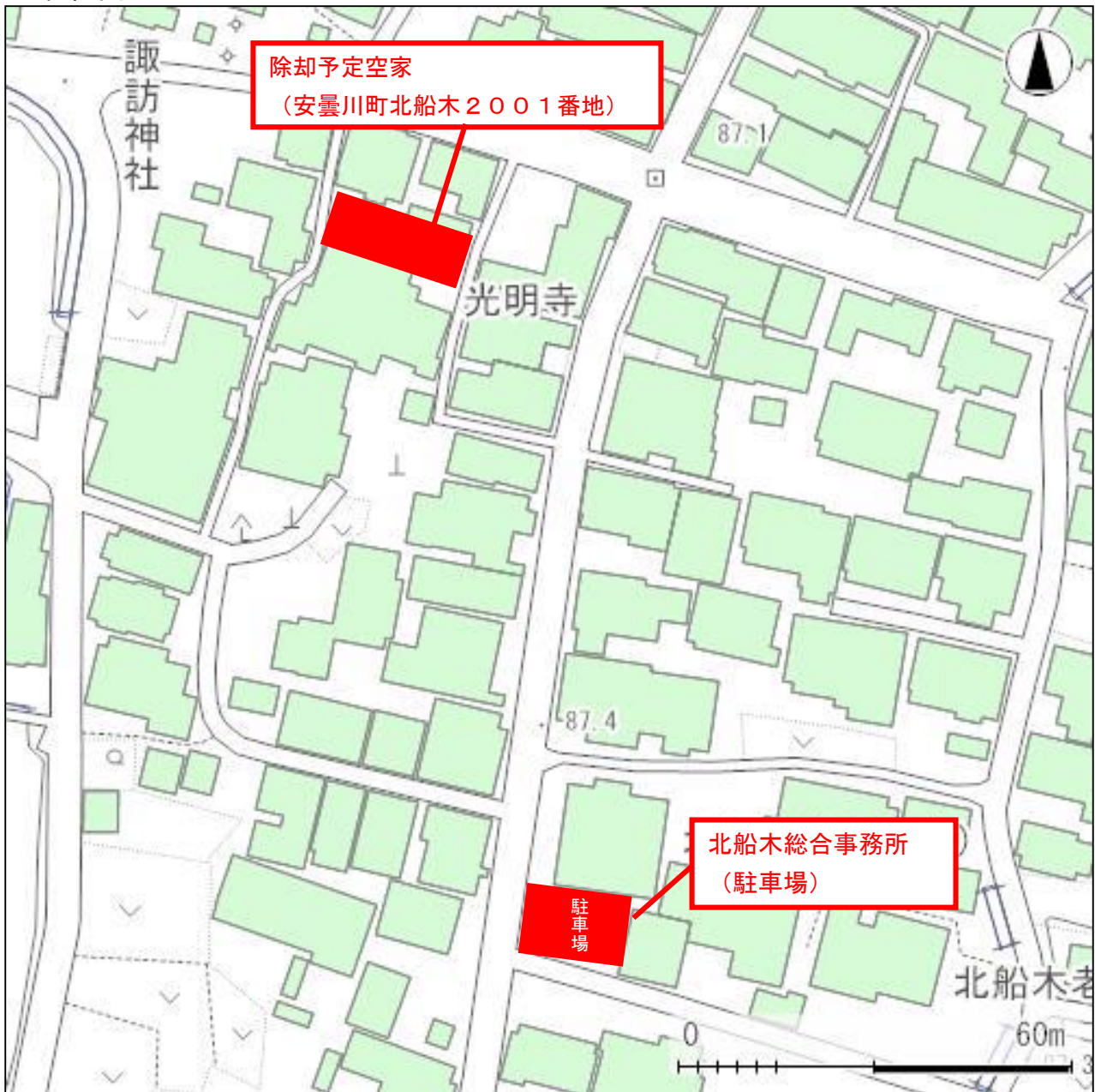
▼略式代執行の内容および着手予定日時

- 当該建物の解体、撤去および処分
- 着手予定日時 平成31年2月20日（水曜日） 午前10時
代執行宣言後、着手予定（荒天などの場合は、延期することがあります。）
- 略式代執行の着手に先立ち、平成31年2月17日以降に建物外部に足場を組みシートで覆う予定です。

▼現地説明会

- 着手予定日の午前9時30分から現地において、経過等の説明を行います。
- 付近に駐車場がありませんので、車は北船木総合事務所（北船木区）に駐車してください。（裏面参照、現地まで徒歩約1分）

▼位置図



▼問い合わせ先

- 所 属： 市民生活部市民協働課 (担当：石田)
- 電話番号： 0740(25)8526
- ファックス： 0740(25)8156